

<講座用テキストレジュメ：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成31年4月12日時点における情報です。
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 労働基準法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
38	□*2の語尾と図表内 (則5条2項・3項)。 「昇給に関する事項」を除き、書面の交付により～	(則5条3項・4項)。 「昇給に関する事項」を除き、 <u>原則として、書面の交付により～</u>
77	ちょっとアドバイス!イ) 本文2行目 又はフレックスタイム制を採用する～	又はフレックスタイム制(<u>清算期間が1か月を超えるものである場合は除く</u>)を採用する～
99	(3)の① 1つ目の□ 足りる(則17条2項)。	<u>本来の届出に代えることができる(則16条3項)。</u>
190	ADVANCE 2つ目□ 使用者は、労働者名簿と賃金台帳を～	使用者は、 <u>年次有給休暇管理簿、労働者名簿又は賃金台帳を～</u>

◆訂正表

頁	誤	正
71	判例チェック 本文語尾 平15-12-4最高裁第1小)。	<u>昭62.4.2最高裁第1小)。</u>
82	ちょっとアドバイス! 事例内 7月 (完全週休2日制)	<u>4月(2か所)</u> (完全週休2日制(<u>土・日</u>))
126	図表内 b) フレックスタイム制 右欄 →無を削除	左欄に → <u>原則有</u>
190	ちょっとアドバイス! 1つ目□の語尾 (則55条)。	(則 <u>54条4項</u>)。

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
15	<p>□「厚生労働省令で定める資格」の本文イ) の a)</p> <p>1 行目 →修めた者</p> <p>3 行目 →又は</p> <p>4 行目 →認められる者</p>	<p>○<u>修めて卒業した者</u></p> <p>○<u>若しくは</u></p> <p>○<u>認められる者又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という)を修了した者</u></p>
29	<p>ADVANCE □「厚生労働省令で定める資格」の本文</p> <p>2 行目 →又は</p> <p>2 行目 →認められる者</p>	<p>○<u>若しくは</u></p> <p>○<u>認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者</u></p>
21	<p>【職務内容】(則 14 条)</p> <p>全文</p>	<p>下記【<u>差替①</u>】(<u>改正内容を含め整理した</u>)</p>
	<p>【産業医の定期巡視及び権限の付与】(則 15 条)</p> <p>下から 2 行分</p>	<p><u>削除</u></p>
23	<p>ADVANCE 本文 3 行目</p> <p>法第 13 条の 2 に規定する者に～</p>	<p>法第 13 条の 2 <u>第 1 項</u>に規定する者に～</p>
34	<p>(2)の条文</p> <p>4) 事業者は、<u>委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。</u></p>	<p>4) 事業者は、<u>委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. <u>委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容</u></p> <p>2. 前号に掲げるもののほか、委員会における議事で重要なもの</p> </div>
89	<p>イ) の本文</p> <p>2 行目 →<u>当たり 100 時間を超え、～</u></p> <p>4 行目 →c) b) の期日前 1 月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける～</p> <p>6 行目 →<u>1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超え</u></p>	<p>○<u>当たり 80 時間を超え、～</u></p> <p>○c) b) の期日前 1 月以内に<u>原則の面接指導又は研究開発等に係る業務従事者に係る面接指導</u>を受けた労働者その他これに類する労働者であって<u>原則の面接指導</u>を受ける～</p> <p>○<u>1 月当たり 80 時間を超えた労働者に</u></p>

	た時間に関する情報を産業医に提供しなければ～	対し、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければ～
	ロ)の見出し 面接指導の実施方法等	ロ) <u>原則の面接指導の実施方法等</u>
91	ADVANCE 本文	下記【差替②】
93	□*2の本文3.の2行目 看護師又は精神保健福祉士、 <u>歯科医師及び公認心理師</u>	<u>歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</u>
116	ADVANCE □*1 第1項の～	□*1 <u>第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む、次項において同じ）の～</u>

◆訂正表

頁	誤	正
41	ここをチェック！ 2つ目□ 「法29条2項及び3項」の規定に～	「 <u>法29条及び法29条の2</u> 」の規定に～

【差替①】

【職務内容】（則14条1項）

「厚生労働省令で定める事項」は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
2. 原則的な面接指導及び新技術、新商品等の研究開発に係る業務従事者に係る面接指導並びに面接指導を行う労働者以外の労働者に係る健康への配慮に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
3. 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
4. 作業環境の維持管理に関すること。
5. 作業の管理に関すること。
6. 1.～5.に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
7. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
8. 衛生教育に関すること。
9. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

【差替②】

- イ) 原則の面接指導の実施又は原則の面接指導に準ずる措置とする。
- ロ) 労働基準法41条の2第1項（高度プロフェッショナル制度）の規定により労働する労働者以外の労働者に対して行う法66条の9の必要な措置は、事業場において定められた当該必要な措置の実施に関する基準に該当する者に対して行うものとする。

3. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
40	3,940円 (平 30.7.27厚労告 287号) 3,940円 ÷ 110% = 3,581.8円 → 「3,581円」	3,950円 (平 31.3.31厚労告 165号) 3,950円 ÷ 110% = 3,590.9円 → 「3,590円」
43	3,940円 → 2 か所	3,950円
111	3,940円 3,940円 × 60% = 2,364円/1日	3,950円 3,950円 × 60% = 2,370円/1日
82	ちよっとアドバイス 図表内 105,290円 52,650円 57,190円 → 3 か所 28,600円 → 3 か所	165,150円 82,580円 70,790円 35,400円

◆訂正表

○訂正情報なし

4. 雇用保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
58	3 段目 f) 2 行目 → いずれか連続する 3 か月において～ 4 行目 → 当該定める時間 に規定する制限時間に～ 5 行目 → 時間数を超えて、 6 行目 → 前 6 か月間のうちいずれか 1 か月 で 100 時間以上、 8 行目 → 前 6 か月間のうち～ 9 行目 → 休日労働を平均し～	(施行規則の確定による補正) ○ <u>いずれか連続した 3 か月以上の期間</u> において～ ○ <u>当該規定する制限時間に</u> ～ ○ <u>時間数</u> を超えて、 ○前 6 か月のうちいずれかの <u>月</u> において <u>1 か月当たり</u> 100 時間以上、 ○前 6 か月のうち～ ○ <u>休日労働時間</u> を平均し～
114	②給付金の額の表の下	下記【追加①】
121	ちよっとアドバイス ①1 段目の 2 行目 加算された期間が 4 年を超える者を除く)～	加算された期間が 4 年を超える者及び <u>夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座の教育訓練を受け、修了した者(当該教育訓練を受けている者を含む)</u> を除く)～

12,210円、10,980円 15,740円、16,500円、14,990円、13,500円 1,294円 359,899円	○法 18 条 4 項に規定する自動変更対象額 <u>12,220円、10,990円</u> <u>15,750円、16,520円、15,010円、13,510円</u> ○法 19 条 1 項 1 号に規定する控除額 <u>1,295円</u> ○法 61 条 1 項 2 号に規定する支給限度額 <u>360,169円</u>
--	---

◆訂正表

頁	誤	正
125	ここをチェック！2つ目□ b)とc)の記述内容	下記【差替③】
129	ここをチェック！4つ目□ c)とd)の記述内容	下記【差替③】と同じ

【追加①】

支給額	一般教育訓練給付	専門実践教育訓練給付	
		原則	資格取得かつ雇用実績
年間上限	10万円	40万円	56万円
支給上限 (長期教育上限)	—	120万円 (<u>160万円</u>)	168万円 (<u>224万円</u>)
一の支給限度期間		168万円 (長期教育の場合は <u>224万円</u>)	

【差替③】

b) その月の初日から末日まで引き続いて、 ① <u>被保険者</u> であること ② 育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月であること

5. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
15	<p>ここをチェック！ 1つ目□本文 3行目として「追加」</p> <p>4行目 →この届出は、「<u>保険関係成立届</u>」を所轄労働基準監督署長又は～</p> <p>ちょっとアドバイス □<u>保険関係成立届の提出の有無と～</u></p> <p>ここをチェック！ 2つ目□本文 4行目 →「<u>名称、所在地等変更届</u>」を所轄労働基準監督署長又は～</p>	<p>○f) <u>「建設の事業」にあつては、当該事業に係る請負金額（消費税等相当額を除く、以下同じ）等 etc.</u></p> <p>○この届出は、<u>所轄労働基準監督署長又は～</u></p> <p>□<u>保険関係の成立の届出の有無と～</u></p> <p><u>所定事項を記載した届書</u>を所轄労働基準監督署長又は～</p>
16	<p>ADVANCE イ) 本文 3行目 a) <u>保険関係成立届</u> b) <u>名称・所在地等変更届</u> c) <u>代理人選任・解任届</u></p> <p>Outline 本文 4行目以下 —「<u>保険関係成立届</u>」を提出する必要はないが、「<u>名称、所在地等変更届</u>」の対象となる事項に変更があつた場合は、当該届書を提出する必要がある。</p>	<p>a) <u>保険関係の成立の届出</u> b) <u>事業の変更事項の届出</u> c) <u>代理人関連の届出</u></p> <p><u>保険関係の成立の届出</u>をする必要はないが、<u>事業の変更事項の届出</u>の対象となる事項に変更があつた場合は、当該届出をする必要がある。</p>
23	<p>ちょっとアドバイス ①1つ目□ 1行目 →「<u>保険関係成立届</u>」を提出することとなるが、 3行目 →<u>保険関係成立届</u>を提出する必要はない。</p>	<p>○<u>保険関係の成立の届出</u>をすることとなるが、 ○<u>その届出の必要はない。</u></p>
24	<p>③の本文 2行目 「<u>一括有期事業報告書</u>」を一括事務所の～</p>	<p><u>所定の事項を記載した報告書</u>を一括事務所の～</p>
25	<p>ここをチェック！ 1つ目□の2行目 下請負人を事業主とする認可申請書を所轄～</p>	<p><u>所定の事項を記載した申請書</u>を所轄～</p>
27	<p>条文 1行目 →<u>継続事業一括申請書</u>を、 7行目 →<u>継続被一括事業名称・所在地変更届</u>を、</p>	<p>○<u>所定の事項を記載した申請書</u>を、 ○<u>所定の事項を記載した届書</u>を、</p>
42	<p>ADVANCE 本文 4行目 提出する書類が「<u>一括有期事業報告書</u>」である。</p>	<p>提出する書類が「<u>一括有期事業についての報告書</u>」である。</p>
57	<p>Outline 図解内</p>	

	保険関係成立届	保険関係成立の届出
59	ここをチェック！ 函表内 提出書類 労働保険料還付請求書	<u>所定の事項を記載した請求書</u>
72	ちょっとアドバイス ②の本文 3行目 当該超過額の還付を労働保険料還付請求書によって～	<u>当該超過額の還付を所定の事項を記載した請求書によって～</u>
76	ADVANCE 2つ目□【承認申請】の本文 1行目 印紙保険料納付計器設置承認申請書を当該印紙保険料納付計器を～	<u>所定の事項を記載した申請書を当該印紙保険料納付計器を～</u>
77	(2)条文の 1行目 あらかじめ、雇用保険印紙購入通帳交付申請書を所轄～	<u>あらかじめ、所定の事項を記載した申請書を所轄～</u>
	ADVANCE □の 3行目 通帳を添えて、雇用保険印紙購入通帳更新申請書を所轄～	<u>通帳を添えて、所定の事項を記載した申請書を所轄～</u>
79	ここをチェック！ 2つ目□【印紙保険料の納付状況】の本文 1行目 印紙保険料納付状況報告書によって、	<u>所定の事項を記載した報告書によって、</u>
	【印紙保険料納付計器の使用状況】の本文 1行目 →印紙保険料納付計器使用状況報告書によって、 6行目 →印紙保険料納付状況報告書と印紙保険料納付計器使用状況報告書の両方を提出～	○ <u>所定の事項を記載した報告書によって、</u> ○ <u>印紙保険料の「納付状況」と納付計器の「使用状況」の両方の報告書を提出～</u>
89	ADVANCE ②表題、本文 3行目の 2か所 平成 30 年	平成 <u>31</u> 年
95	法 33 条 2 項のここをチェック！ 本文 1行目 労働保険事務組合認可申請書をその主たる事務所の所在地を～	<u>所定の事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を～</u>
97	条文 1行目 →遅滞なく、労働保険事務等処理委託届を、 4行目以下 →2) 前項の規定は、—	○遅滞なく、 <u>所定の事項を記載した届書</u> を、 ○下記【差替④】
	ここをチェック！【委託できる事務】の 3行目 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、	<u>保険関係の成立の届出、労災保険又は雇用保険の任意加入の申請、</u>
98	ADVANCE 本文の□	

	a) 雇用保険の任意加入申請書及び保険 関係消滅申請書の提出 b) 保険関係成立届の提出 c) 名称、所在地等変更届の提出	a) 雇用保険の任意加入の申請及び保険 関係消滅の申請 b) 保険関係の成立の届出 c) 事業の変更事項の届出
101	(3)のちょっとアドバイス ② 3 行目 →代理人選任・解任届により、 その旨を所轄労働基準監督署長又は～ 4 行目 →代理人選任・解任届に記載さ れた事項～	○所定の事項を記載した届書により、そ の旨及び当該代理人が使用すべき認印 の印影を所轄労働基準監督署長又は ○当該届書に記載された事項～

◆訂正表

○訂正情報なし

【差替④】

労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があったときは、遅滞なく、所定の事項（労働保険事務の処理の委託を解除した事業主の氏名又は名称等、委託を解除された年月日、理由等）を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。